別表１　第１号様式別紙１

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書

１　補助事業の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名  （法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名） | |  | |
| 補助事業で設置する設備を設置した共同住宅について（該当する□に「🗸」を記載） | 所在地  （住居表示が確定していない場合は、地番も記載） |  | |
| 種別 | □分譲共同住宅  □賃貸共同住宅 | |
| 取得の別 | 有 | □新築　　□建売　　□その他 |
| 無 | □既存住宅　（□改築あり） |
| 事業着手予定日※１ | | 年 　　　月 　　　日 | |
| 事業完了予定日※２ | | 年 　　　月 　　　日 | |

※１　太陽光発電設備等について、共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電設備等の設置工事の着工日を記載してください。

※２　次のうち、最も遅いものの予定日を記載してください（補助事業を実施する年度の３月31日まででなければなりません。）。

(1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し

(2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了

(3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了

２　設備の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 太陽電池モジュールのメーカー名 |  | |
| 太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数 | (型式番号: 　　　　　) W × 枚 ＝ 　 　　 W  (型式番号: 　　　　　) W × 枚 ＝ 　 　　 W  (型式番号: 　　　　　) W × 枚 ＝ 　 　　 W  (型式番号: 　　　　　) W × 枚 ＝ 　 　　 W  太陽電池の公称最大出力　⇒　（合計）　　　 kW  （合計はキロワット表示で小数点第３位以下切捨て） | |
| パワーコンディショナーのメーカー名 |  | |
| パワーコンディショナーの公称最大出力及び接続する太陽電池モジュールの出力※ | (一台目) (型式番号: 　　　　)　　　　　　 kW ( kW)  (二台目) (型式番号: 　　　　)　　　　　　 kW ( kW)  (三台目) (型式番号: 　　　　)　　　　　　 kW ( kW)  （小数点第３位以下切捨て） | |
| 蓄電システムのメーカー名 |  | |
| 蓄電システムの容量及び台数 | (パッケージ型番: 　　　　　) kWh × 台 ＝ 　 　　kWh  (パッケージ型番: 　　　　　) kWh × 台 ＝ 　 　　kWh  (パッケージ型番: 　　　　　) kWh × 台 ＝ 　 　　kWh  蓄電システムの容量　⇒　 （合計）　　　　kWh  （小数点第３位以下切捨て） | |
| 設置する設備の要件  (該当する□に「🗸」) | 上記の設備は全て申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である。 | □はい　□いいえ |
| 上記の設備は全て未使用品である。  注　電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムであって、蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。 | □はい　□いいえ |

※　日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

３　交付申請額の積算

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | | 費目名 | 金額 |
| 自家消費型太陽光発電設備 | 設備費 | 設備費、附属設備費、その他設備費　　　　　　　　　　　 （Ａ） | 円 |
| 設置工事費 | 設計費、工事費 、諸経費 　 （Ｂ） | 円 |
| 小計（補助対象経費）　　　　　　　　　　　　　 （Ｃ） | | 円 |
| 交付申請額　　　　　　 　　　　　　　　　　　（Ｄ）  （発電出力に５万円を乗じた額とＣのうち、いずれか低い額（千円未満切捨て）） | | 円 |
| 蓄電システム等 | 設備費 | 設備費、附属設備費、その他設備費　 （Ｅ） | 円 |
| 設置工事費 | 設計費、工事費 、諸経費 　 （Ｆ） | 円 |
| 小計（補助対象経費）　　　　　　　　　　　　　 （Ｇ） | | 円 |
| 交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （Ｈ）  （導入する蓄電システム台数に12万円を乗じた額とＧのうち、いずれか低い額（千円未満切捨て）） | | 円 |
| 交付申請額の合計　　　　　　　　　　　　　　 （Ｄ＋Ｈ） | | | 円 |

注　消費税及び地方消費税相当額は除く。

　　蓄電システム等は導入する場合にのみ記載すること。

なお、補助額の算出に使用する太陽光発電設備の発電出力については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方による。